

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第4回会議録	
日時	平成23年10月31日(月)18:30~20:30
会場	水谷公民館 講座室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、並木克美、山下洋子、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 秋元節子、吉川節男、井上一晴、多田淳之介</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2 資料説明 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>3 議事 進行：委員長</p> <p>(1) 前回の確認(前文・目的・定義)について</p> <p>委員) 条文の表現について提案がある。平易でやわらかい言い方が望ましいので、条文の語尾を「～である」「～だ」調ではなく「～です」「～ます」調にしてはどうか。</p> <p>専門委員) 条例の中でも、文化に関する条例は特徴的で、前文が非常に長く設けられていることが多い。つまり、その条例の持つ性格付けや文化に対する思い等を前文に込めているということだ。だから、表記に重点を置くのであれば前文を対象に考えてはどうかと思う。また、条例は法律であるので決まり事が多いが、条例策定後には基本計画が創られる。そこには制約が少ないため、市民にとつ</p>

て読みやすい、やわらかい言葉で語ることができる。

※「～です」「～ます」といった表現が条文として可能かどうか
法規担当に事務局で確認することとした。

委員) 「地域団体」とは具体的に何か。たとえば、地元の商店街などはこれに含まれるのか？ここでは、自らが文化芸術の主体とならなくても、参加・参画する団体についても地域団体のひとつとして考えたい。

専門委員) 文化芸術に関しては、活動支援も含めて自主性、積極性があることが前提となる。「条例に謳っておかないと何ができない」ということでは困るし、書ききれないのではないか。もちろん、助成金の問題など現実的な話としては、こうした条文に具体的に謳ってあることが援助の引き金となるという事情は理解できるが、まず「自分たちでこれをやろう」という意識が必要で、条文はそれを支えるものだと考える。

委員) 「地域団体」ではなく、「地域の団体」という言い方はどうだろう。

※より広い意味で解釈できるので「地域の団体」と記載することとする

専門委員) 団体の内訳として書かれているものとして「教育機関」とあるが、これはたとえば学校のことだろうか。

委員) 学校のほか、社会教育機関（公民館、図書館）も含めたい。

委員) 団体の内訳については、「文化団体」という記載もあるが、これは「文化芸術団体」としてはどうだろう。

※委員の合意で「文化芸術団体」と記載することとする。

●第1条についてのまとめ

- ・「文化団体」→「文化芸術団体」に変更
- ・「地域団体等」→「地域の団体等」に変更

委員長) 東京大学への訪問調査の結果、小金井市の芸術文化条例では、「芸術文化」と表記しているのは、小金井市固有の地域事情があるということなので、当市の条例では「文化芸術」という表記で統一したい。

委員)「文化芸術」＝「感性を豊かにするもの」ということだが、

これだけだと文化芸術の定義として不十分ではないか。

委員) たしかに文化芸術の定義を書くべき条文ではあるが、それは前文にも書かれてしかるべきことだ。前文と重複してしまわないよう、バランスをとる必要があるのではないか。

委員) 文化芸術が、多様な活動であることは定義として必要だと考える。

委員) 文化芸術活動の定義だが、「参加」という記述の意味として「支援すること」は含まれるのか。

※委員の合意で文化芸術活動の「参加」とは「支援すること」も含めたものであることとした。

●第2条についてのまとめ

- ・文化芸術の定義については、前文とあわせて要検討
- ・文化芸術活動の定義については、「参加」とは「支援すること」も含めた意味であることとした

(2) 第3条 基本理念・第4条 市民の役割・第5条 団体の役割・第6条 市の役割、責務 について条文の素案をもとに討議する

委員) 第3条条文の案にもとづき、基本理念の表記は以下のとおりでよいと考える。

- ① 文化芸術を行う市民の権利
- ② 自主性の尊重・行政の文化芸術の内容への不介入
- ③ 環境整備
- ④ 文化芸術によって市民相互の絆が深まる

専門委員) 第3条だけを俯瞰して見ると、きれいに小さくまとまりすぎにも思う。ダイナミックさが感じられるとさらによいと思うので、前文でも表現したい。

委員) 文化芸術を産業化する発想であるとか、市民以外の人との関わりなど、広がりがあってもよい。

委員) 富士見市の魅力は、都市部と農村部が両方存在していることだと考える。そうした、富士見らしい環境を生かす仕組みがほしいが、そういったことも含められないだろうか。

専門委員) 富士見らしさについては、前文で入れるとよいと考える。

委員) 細かい言葉について見ていくと、(3)の「環境の整備とそれを支える人材の育成」というところは、「環境の整備を支える人材」とも読めてしまうので、「環境の整備と活動を支える人材の育成」としてはどうか。

委員) (4)の全文は「市民が互いに文化芸術を理解し尊重することにより、市民同士の絆を深めることを図る」となっているが、「互いに文化芸術を理解し尊重する」といったことなど、意味として通じにくい。もう少しやわらかい、シンプルな言い方はできないだろうか。

委員) たとえば、「市民及び団体が文化芸術活動を通して絆を深めることを図る」といった言い方でまとめてはどうだろうか。

●第3条についてのまとめ

- ・(1)～(3)の「市民」を「市民及び団体等」に変更する
- ・(2)の「また、市は文化芸術の振興に関する施策の実施にあたっては、」を「また、文化芸術の振興に関する施策の実施にあたって市は、」とする
- ・(3)「環境とそれを支える人材」を「環境と活動を支える人材」とする
- ・(4)は「市民及び団体が文化芸術活動を通して絆を深めることを図る」とする

●第4～6条についてはそのまま

●前文については引き続き検討

(3) 次回の会議日程について

次回の会議日程について調整を行なった。

日時：11月21日(月曜日)午後6時30分

会場：富士見市民文化会館キラリふじみ

4 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第4回会議 次第

日時 平成23年10月31日(月)

午後6時30分から

場所 水谷公民館 講座室

1 開 会

2 あ い さ つ

委員長

3 資 料 確 認

(1) 全国の文化芸術振興条例の内容について

4 議 事

議長 委員長

(1) 第3回策定検討委員会の確認(前文・目的・定義)について

(2) 基本理念・市民の役割・団体の役割・市の役割、責務の討議

(3) 次回会議日程、計画について

11月21日(月)午後6時30分～

(4) その他

5 閉 会